

陳 情 文 書 表

【平成25年6月定例会】

受理年月日	受理番号	提 出 者	付託委員会
平成25年5月13日	陳情第2号	小松島市横須町1番1 自治労小松島市職員組合 執行委員長 上原 徹也	総務常任委員会
<p>「地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める」件について (陳情趣旨)</p>			
<p>政府予算・地方財政全体の予算スケジュールは、7月から8月期に各省庁の予算の概算要求基準が決定され、これを受け12月期までに政府として政府予算編成作業が行われます。地方財政全体のスケジュールも7月の概算基準、12月末の財務省、総務省との協議を経て、地方財政計画が閣議決定され、この地方財政計画をもとに地方税、地方交付税法など、必要な税財政の改正に向けた国会審議が行われます。このため、概算要求基準の時期に照準を合わせ、地方財政の充実・強化に向けて、政府、国会に意見反映を強める必要があります。</p>			
<p>以上の趣旨から、貴市議会におかれましては、下記、陳情事項について、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出していただくよう陳情するものです。</p>			
(陳情事項)			
1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。			
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業費の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。			
3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。			
4. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。			
5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。			
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。			